

研究図書館と電子図書館機能

土屋俊
(千葉大学)

<http://CogSci.L.chiba-u.ac.jp/~tutiya/Talks/>

予定

- 若干の自己紹介
- (大学図書館における) 研究図書館の機能とその変化
 - 印刷体冊子中心(物流依存)の時代
 - 電子ジャーナル化の時代
- 物流依存モデルにおける研究図書館サービス
 - 予約購読契約
 - 図書館間協力
 - 権利処理
- 電子図書館における研究図書館サービス
 - 電子ジャーナル導入とその影響
 - 権利処理
 - 依然として、図書館は必要か

資料の収集・提供・保存

- 研究図書館としては、
 - 専門雑誌 (研究成果公表の基盤)
 - 外国出版社刊行 (営利、非営利 (学会、大学出版会))
 - 国内出版社刊行 (営利、学会)
 - モノグラフ、紀要、レポート、プロシーディングズ
- ともかく保存
- 伝統的問題 (どちらもコスト問題)
 - スペース問題
 - 価格問題

スペース問題

- 配架の効率化
 - Self-supporting bookshelf
 - 高さ別配架
 - 保存書庫、共同保存図書館など
- 1990年以降の電子化による対応
 - JSTORはアンドリュー・メロン財団によって1993年に開始
 - スペース問題への対応が主目的

問題は、いつ使われるわからないものを営々と保存しなければならないこと

専門雑誌の価格問題

- 元来：一部を除き、元来は交換が基礎
- 20世紀後半：科学のビッグ・サイエンス化
- 1960年代：商業出版社への依存の開始
- 1980年代：Serials Crisisの発生
 - 学術出版社業界におけるM&A
- 1990年代：電子化の開始
 - 日本における「シリアルズ・クライシス」
- 21世紀：電子ジャーナル時代の新しいモデルへ？

契約

- 専門雑誌の前金払い(電子ジャーナルだと役務契約になるので、もっと大変)
- 契約の当事者
 - 出版社？
 - 代理店？取次ぎ業者？
- 物流的には、「もの」をもってくるところと契約
- 価格については、意向が伝わらない

図書館間協力の不可避性

- 個別図書館では、予算上の問題からそのサービス対象者の需要を満たせない

集中購入方式(旧JICST,BLDSCなど)

図書館間貸借(InterLibrary Loan, ILL)

しかし、その実現は容易ではなかった

組織・体制の問題(OCLC,国公私)

システムの問題

コスト負担の問題(実費とはいうが、、、)

国公立大学図書館協力について

- 国立大学図書館協議会(4館)
 - 国立大学 +
- 私立大学図書館協会(6館)
 - 全私立大学ではない
- 公立大学協会図書館協議会(2館)
 - 数十館
- 常任幹事会による迅速な運営(国2公1私2)
- 略称：
 - こっこうし
 - きょうりょくしいんかい

沿革

- 1980年5月発足
 - 相互利用(文献複写など)
 - 書誌情報ネットワーク
 - 研修・講習
- 国立4館、公立2館、私立4館(1999年度まで)
- 旧文部省の肝入りもあった
- 実績：
 - 相互利用の実施(会計制度の差異を超えて)
 - 日本複写権センターへの対応

主な事業

- 著作権にかかわる国公立大学共通の対応
 - 日本複写権センターとの交渉
 - その他
- 図書館間相互協力の枠組み
 - 図書館間相互貸借
 - 複写(non-returnables)
 - 現物(returnables)
- 研究支援・相互啓発・情報共有
 - 「協力ニュース」「大学図書館研究」
 - シンポジウムその他

財政基盤(独立採算)

- 収入

- 「協力ニュース」収益分配金 約10万円
- 「大学図書館研究」収益分配金 約130万円
- その他、5年ごとに「相互協力便覧」収益分配金

- 支出

- 編集委員会費用 約50万円
- 大学図書館研究集会分担金(隔年) 約50万円
 - または、シンポジウム開催費 約25万円
- 会議費、事務費 約9万円

- 事務局: 委員長館の事務が担当

複製に関わる著作権をめぐる経緯

- 日本複写権センターの設立準備段階での申し入れ
- それへの対応
- 「厳格4条件の提示」
- 硬直化
- 六本東大館長による「誓約書方式」(平成10年3月)
 - セルフ式コピー機への限定
- 回答とアクションプラン(現在)

「昨今」の「問題」とその帰趨

- 「コイン式コピー機」の導入 (2002年12月で終結)
 - 学生のコピー機利用が図書館による複製であるか
 - 国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの協議
- 図書館間協力におけるファックス使用 (2004年3月で終結)
 - 図書館による複製(31条)であること
 - 平成13年度以降の審議経過と当事者間の展開
- 大学図書館における電子図書館的機能の拡充と著作権の問題 (今後の課題)
 - プリントアウト、デジタイゼーション、電子ジャーナル

そもそもの発端

- 日本複写権センターの発足時の重要テーマのひとつとして、大学における複写があった
 - 研究室における複製
 - 図書館における複製
 - 授業のための複製
 - 事務のための複製
- 国大協等へ申し入れ
- 国公立大学図書館協力委員会、国立大学図書館協議会で対応

いわゆる「厳格4条件」(1993年6月)

- コイン式複写機器等による複写は31条外の複写

– ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

- (1) 使用するコイン式複写機は、図書館等の管理の下にあるものであること
- (2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと
- (3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと
- (4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否を厳格に審査すること

大学図書館サイドの対応

- 「厳格4条件」は実効上不可能
- 失われた平成の5年間
- 平成9年度国立大学図書館協議会著作権特別委員会による報告書
 - JRRCとの契約締結を視野にいたした交渉の継続
 - ガイドラインによるファックスによるILLの実施
- 利用者による「誓約書」提出をもって図書館による複製とする方式の提案(平成11年3月)
 - (3)(4)を利用者が教員・学生と閉じているので信頼するという原則で回避し、(2)によってバランスをとり、(1)については広い範囲を認めさせる
- 具体的アクションプランの提唱(平成13年6月)

現状

- いくつかの細かい問題
 - 「図書館施設」の範囲の確定
 - (定期刊行物について)「刊行後相当期間経過後」の範囲について
 - 実は係争中
- しかし、**原則的に誓約書方式の運用を黙認**
- 複数の著作権等管理業者の多元化への柔軟な対応体制
- 相手の顔が見える交渉の意義と再評価

ファクシミリ等による図書館間協力の経緯

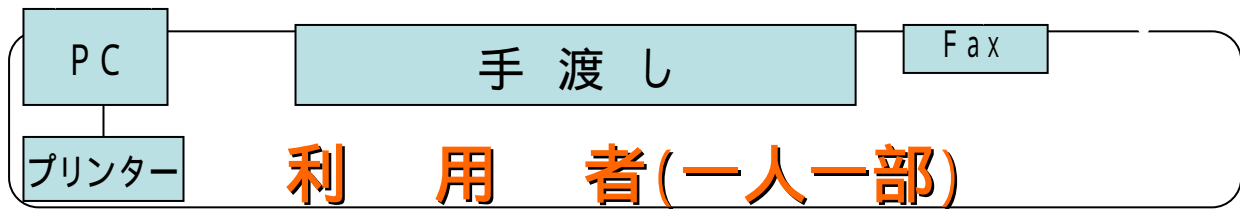
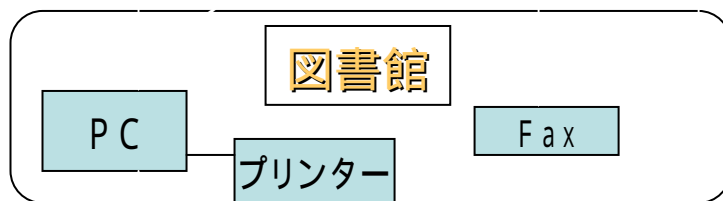
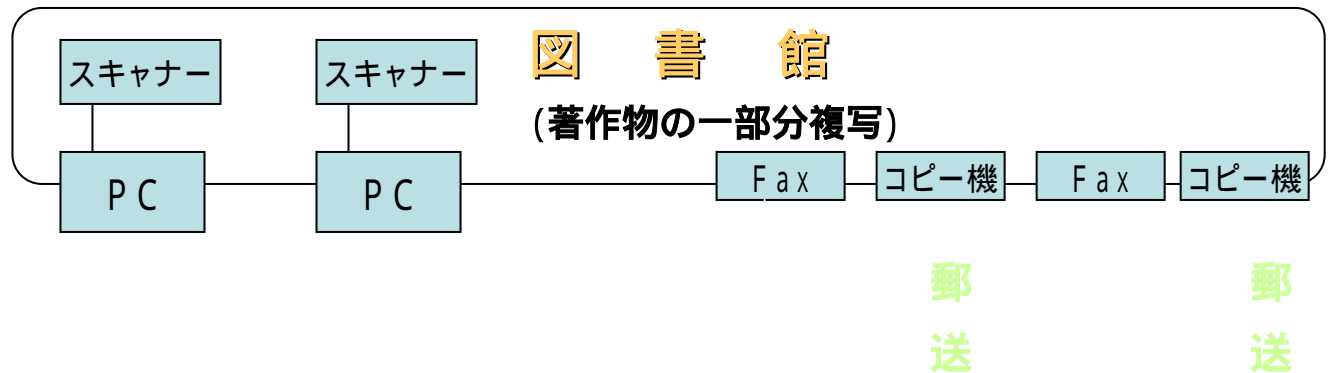
- 平成12年3月
 - 旧文部省生涯学習局に研究協力者会議を設けて
 - コンピュータ, インターネット等を活用した著作物等の教育利用について 検討
- この前提としては,
 - 初中等教育におけるコンピュータ利用の進展
 - 小中高学校のインターネット接続の急激な進展
 - さまざまな関連問題
 - 図書館、インターネット一般、Open Source

著作権分科会WGへ

- 「教育現場における著作物の利用」(35条)
 - 遠隔授業、合同授業、公開講座での利用(教材を見せるところを放送・通信する)
 - [総合的学習]なども含めて、教師でなく、**児童・生徒が複製物を作る(プリントアウトも)**
 - 複製によって作成された教材の共有
 - 遠隔試験における利用
- 「図書館における著作物の複製」(31条)
 - コイン式コピー、ILLにおけるFAX利用(2つの懸案)
 - 一定の制限の妥当性(分量、種類、目的など)
 - 電子図書館、媒体変換

公衆送信権の制限の要望

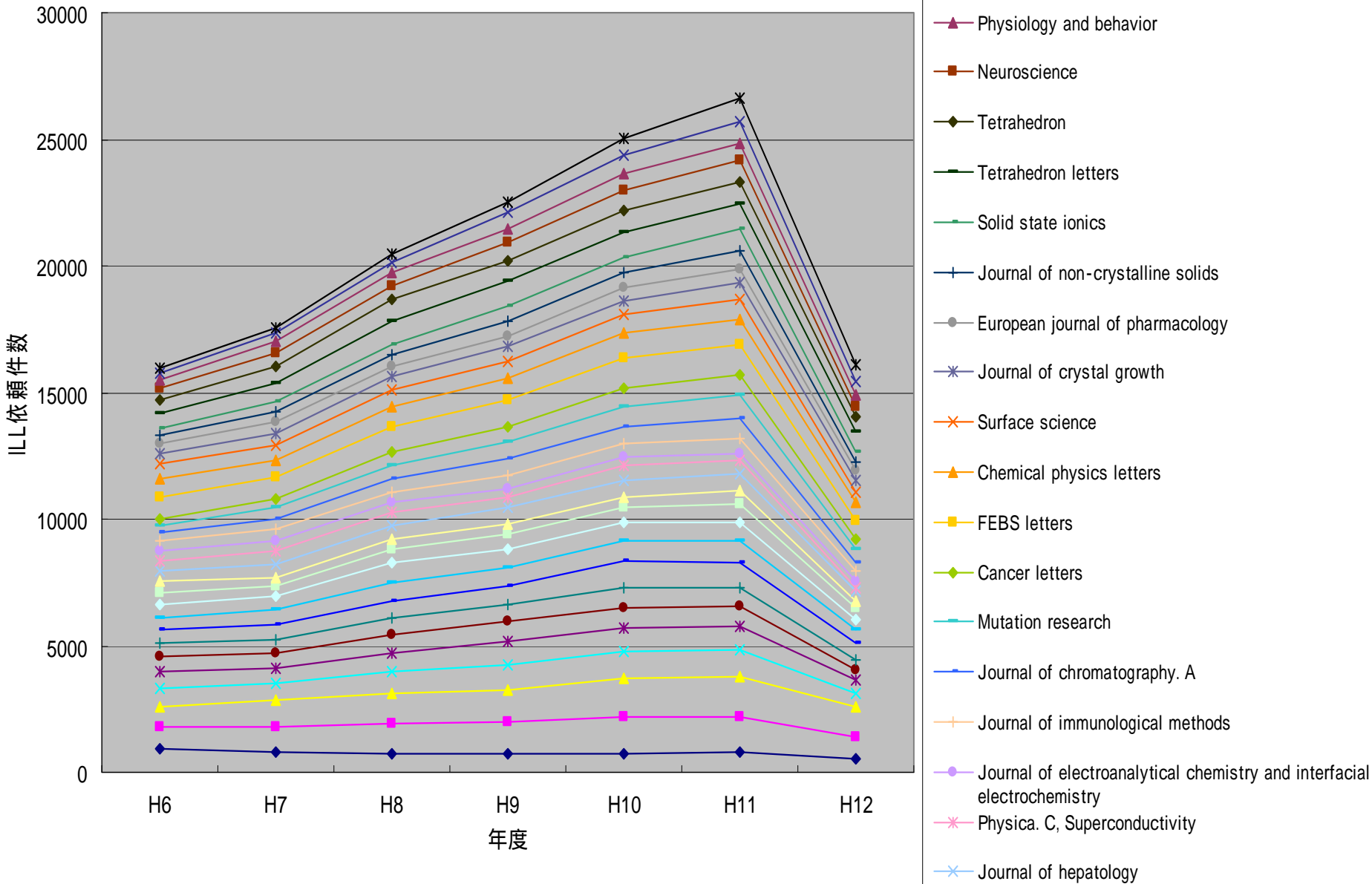
- FAX送信は公衆送信であるという解釈
- Internet利用した送信 (ILLの場合はArielなど) も当然、公衆送信
- しかし、現在郵送による複写物の提供は実態として行なわれており、権利者やJRRC(1993)としても認めざるを得ないと考えている
- 現在、手渡し以外の方法(郵送)による提供は10%以下であるので、複製の全体に影響しない
- FAX送信、Internet送信は郵送に準じる提供の方法と考えられる
- したがって、公衆送信権の制限を要望



権利者側の反応

- 学術研究のための迅速な情報提供の必要性は理解できる
- しかし、
 - 電子的ファイルが作成されることには懸念
 - ガイドラインによる対応
 - 全体の量の問題が重要
 - 複製の全体に対してごくわずか(NACISIS-ILLで100万件かつ頭打ち)であり、複製全体の量への影響はほとんどない
 - かつ、大学間ILLは電子ジャーナル化によって大幅に変容の可能性あり、したがって、複製全体の量を減らすかむしろ増やさない

NACSIS-ILLにおけるElsevier刊行雑誌の依頼件数(積上げグラフ)



非定期刊行物所載の著作物全体の複製

- 現在でも定期刊行物ならばOKであるのに、内容的にほとんどかわらないものがないのは学術研究などの目的の実現を阻害
- テクニカルペーパー、紀要などの非定期逐次刊行物および記念論文集などの単行本
- 権利者側としてほぼ容認可能であるが、
 - 文芸作品の場合にはずいぶん違う(芥川賞受賞作品一挙掲載、連載を複製して合本)
- 学術関係と文芸関係との実態および意識に関する乖離が見えてきている(?)

権利制限縮小の要求

1. **商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること(現在の課題)**
2. **図書館資料の貸出について補償金を課すこと**
3. **図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと**
4. **その他**
 1. **公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること**
 2. **図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること**

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

- 最終利用目的が、収益活動であるときは、「調査研究」目的といえども、コストの中に著者権使用料を含めるべきである
- 現在の「解釈」は、それは「調査研究」の目的を限定しないとしているが商業目的を限定できるのか(定義問題)
- しかし、現場で商業目的とそうでないものを区別できるか(開業医の調査研究はどうする)(実効性担保問題)

大学図書館における電子図書館的機能

- 平成8年学術審議会の建議「大学図書館における電子図書館的機能の拡充・強化について」
 - Digital preservation
 - Paperless library(要するに、スキャニング技術?)
- 「印刷体からデジタル体へ」への90年代の反応
 - 著作権の問題への波及に関する安易な危惧
 - 複製が作りやすい媒体だ
 - 複製が質的劣化を起こさない
 - ネットワークによる共有は情報の買い手を減らす

情報化は著作権問題を複雑にしているか

- 「自由に複製が作れる」環境論
 - 権利者側からみれば危険
 - 利用者側からみれば非常に便利
 - したがって、権利者側尊重の法制度が必要
- しかし、インターネットの時代であれば、提供の際には利用に関する契約が行なわれる。所有権の移動をとまなう売買ではない
- したがって、契約が守られる限り、ほとんど著作権の侵害はありえない
- ただし、紙媒体の利用にかかわる電子的手段の利用については、さまざまな問題が残る(典型的には電子的複製など)

学術コミュニケーションの電子化と著作権

- 学術コミュニケーションの主体は「専門雑誌」
- しかし、雑誌の価格高騰(Serials Crisis)が進行するなかで、電子化が展開した
- 電子化は、著作権問題を複雑にしたのか？
- **NO. むしろ単純にしたといえる**
- 「所有権の移動」が「利用許諾(ライセンス)」に
 - 著作権者は利用を許諾できる(著作権法63条)
 - 利用許諾は条件をつけて契約できる
 - 契約は両者の合意によって成立する
- 「著作権法」から契約へ(契約が優先される)
- また、法律は国内的

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

しかし、話は簡単ではない、、、

- 物品管理から許諾条件(遵守)管理へ(電子ジャーナルの導入では「価格交渉」と「条件交渉」の両方が大事)
- とくに「恒久アクセス権」とアーカイブの問題
- 全般的なコスト負担の観点からの再検討
- その中での「著作権」という考え方
 - 契約の前提は交渉。交渉では力が強いものが有利。力の弱いものの不利益が増すことにならないか？
 - アングロサクソン系のFair Use論の射程と限界

学術情報流通の改革のなかでの著作権

- 多くの商業出版社、学会出版者に対して、採用された論文の投稿者は、「著作権を移譲している」
- 「著作権を移譲する」研究者は、自分の論文について何ができるか
 - ポストライフ権: Webで公開することができるのか
 - 自分のページ、機関リポジトリ (self-archiving)
 - プレライフ権: プレプリントをWebに載せてから、投稿することができるのか
- これは図書館にとっても重要:
 - 機関リポジトリの可能性 (eScholarship, DSpace, 筑波大学)
 - より積極的な出版への関与の可能性

大学図書館の電子化における著作権(擬似)問題

- 貴重資料の電子化

- ほとんどが著作権が切れている
- 一部残るものについては、許諾交渉を行っている
「カレント」な資料の電子化
- 奈良先端におけるペーパーレス図書館の試み
(インターネットの普及によって客観的には破綻)
- 学内生産資料(論文・報告書)の大学からの発信
(筑波大学電子図書館の試みでは、著作権が出版社、学協会に譲渡されていることが問題。この問題への対応が実は重要)

研究者による情報流通の自己管理

- 学術著作物の権利者は、論文執筆者(=研究者)
- 学術著作物の利用者は、研究者(=論文執筆者)
- したがって、研究者=論文執筆者が流通を管理できるはず
- しかし、実際にはINTERMEDIARYが存在
 - 出版者(商業出版社、学会、非営利法人(大学出版会等))
 - 大学図書館
 - 予約代理店、取次ぎ業者
 - アグリゲーター、2次データベース業者等
- このなかで、著作権の意味は？

一般的な対立

- “Appropriation of information”論
 - 情報は誰かによって作られ、使う人はその使用に対して対価を支払わなければならない
 - アメリカ、ヨーロッパにおける知的財産権関連法律の改正 (WIPOの国内法対応)
 - 権利者寄りの判例 (The New York Times Co. v. Tasiniなど)
- 研究者・図書館としては、公益性を強調して、「オープン・アクセス」へ
 - アメリカにおける fair use
 - EU Directiveの影響
 - public fundによる研究の成果はpublicへ

今後の課題

- オープンアクセスをどう考えるか
 - Open publishing (PLoS)
 - Open Access Self-archiving(Harnad)
 - Freely accessible archives with embargo(HighWire Press)
 - Library funded Open Access (SEP/ICOLC)
- 出版者側の対応はどうか
 - BioOne
 - New Springer
- 研究者は本当にやっていけるのか
- そのとき、図書館の役割は何か